

(別紙1)

南魚沼市新健診施設等建設事業什器（待合エリア）購入 提案書等作成要領

1 提案書の作成要領

(1) 共通事項

ア 「南魚沼市新健診施設等建設事業什器（待合エリア）購入特記仕様書」は、事業者の柔軟な発想力や豊富な知識・経験により質の高い空間を適正な価格で整備することを目指していることから、本プロポーザルに参加予定の事業者は、それらの主旨を十分に踏まえて提案書等を作成すること。記載漏れ等の不備がある提案書等の提出があった場合は、当該提案書の適正な評価ができないため、当該提案書を提出した者の参加は無効となることがあるので、十分留意すること。

イ 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにする等、簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。

ウ 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記載すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

エ 様式3～5を除き、A4サイズにより7ページ以内。(ページ番号を記載すること。)

オ 本文で使用する文字フォントは、図面や表を除き、11ポイント以上とすること。

カ 提出者の特定又は推察をすることができる内容は、一切記載してはならない。(メーカー名や商品名の記載は認めるが、事業者の名称等は記載しないこと。)

(2) 全体的な内容

本業務に対する提案者の基本的な考え方を記載すること。

(3) 提案書に記載する内容

以下の項目について、任意様式にて提案を記載すること。

ア 配色、デザインなどコーディネートに関する考え方について

イ 導線等に配慮した使いやすさ（レイアウト）について

ウ 耐久性など品質について

エ 南魚沼市及び他の官公庁等への納品実績

オ 「南魚沼市新健診施設等建設事業什器（待合エリア）購入特記仕様書」等にした要件以外で有効と思われる提案について

2 参考見積額

(1) 仕様書及び提案書に記載されたすべての業務を履行するうえで必要な参考見積額を様式3「経費見積書」及び任意様式「経費見積内訳書」にて作成すること。

(2) 参考見積額は、消費税10%相当額を含む金額が見積限度額を超えないこと。

(3) 参考見積額は、提案内容評価の参考として利用するものであり必ずしも契約金額としない。